

ファン・ボーベン国連最終報告書

人権と基本的自由の重大な侵害を受けた被害者の原状回復、賠償および更生を求める権利についての研究

日本語完訳（英文付き）

解説：荒井 信一

日本の戦争責任資料センター

CENTER FOR RESEARCH AND DOCUMENTATION ON JAPAN'S WAR RESPONSIBILITY

人権と基本的自由の重大な侵害を受けた 被害者の原状回復、賠償および更生を 求める権利についての研究

国連・差別防止・少数者保護小委員会特別報告者
テオ・ファン・ボーベン氏により提出された
最 終 報 告 書 (E/CN.4/Sub2/1993/8)
1993年7月2日

目 次 (数字はパラグラフ)

解説・凡例・プロローグ

はじめに	1～5
I 研究の目的と範囲、関心と注意を払った特殊な問題	6～25
II 関連する現行国際規範	26～39
A. 国際人権規範（普遍のおよび地域的人権文書）	26～32
B. 犯罪防止および刑事司法の領域における規範	33～34
C. 国際人道法規範	35～39
III 国家責任	40～49
IV 国際人権機関による関連する決定と見解	50～92
A. 自由権規約委員会	50～57
B. 人種差別撤廃に関する委員会	60
C. 拷問禁止委員会	61～63
D. 女子差別撤廃委員会	64～66

F. ヨーロッパ人権裁判所	80～86
G. 米州人権裁判所	87～92
V イラクによるクウェートにたいする違法な侵略と占領によってもたら された人権と基本的自由の重大な侵害の被害者にたいする賠償	93～105
A. イラクが賠償支払いをする義務を負う法的基礎	95～97
B. 重大な人権侵害に関連して引き起こされた損失、 損害または被害	97～102
C. 請求する主体としての政府および個人	103～104
D. コメント	105
VI 国内法と慣行	106～125
VII 大規模な人権侵害の犠牲者の賠償の権利からみた刑事免責	126～130
VIII 最終所見・結論と勧告	131～136
IX 基本的な原則と指針についての提案	137